



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 8 0 号 令和 5 年 4 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 7 4	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
1 7 5	道路の区域を変更する件	道路整備課
1 7 6	包括外部監査契約を締結した件	監査事務局

【議会規程】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 5 年 3 月 1 7 日付け徳島県報第 5 6 1 号徳島県公安委員会規則第 2 号中訂正	公安委員会

徳島県告示第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
三好市池田町 箸蔵土地改良区	令和五年四月六日

徳島県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

301					整理 番号
久尾穴喰浦					路線名
					区 間
新			旧		新旧 の別
敷地の幅員 (メートル)			延長 (メートル)		
五・四〇一四・二	一五・〇〇二〇・七	一三・三〇一九・四	一五・〇〇二〇・七	一三・三〇一九・四	七九・六
二八〇・八	二四七・四	七九・六	二四七・四		

徳島県告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和五年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 梶野 正寛
- 四 住所 香川県高松市川部町一七六六番地一七
 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

徳島県議会規程第二号

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。

令和五年四月二十一日

徳島県議会議長 南 恒 生

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、徳島県議会議員（以下「議員」という。）が徳島県に対し請負（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。）において支払を受けた徳島県に対する請負について、徳島県議会議長（以下「議長」という。）に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負の契約ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 契約締結日

ロ 請負の対象とする役務、物件等

ハ 契約金額が定められている請負にあつては、当該契約金額

ニ 契約金額が定められていない請負にあつては、その旨

ホ 支払を受けた請負の対価の額及び当該支払を受けた日

二 前号ホに掲げる額の総額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、速やかに、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告の一覧（前条第二項の規定による訂正の届出があつた場合にあつては、当該届出による訂正後の報告の一覧）を作成し、公表するものとする。

(報告等の保存及び閲覧)

第四条 議長は、第二条第一項の規定による報告及び同条第二項の規定による訂正の届出を、当該報告をすべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存するものとする。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の届出の閲覧を

請求することができる。

（委任）

第五条 この規程に定めるもののほか、議員の請負の状況の公表に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和五年五月一日から施行し、同年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。

正 誤

令和五年三月十七日付け徳島県報第五百六十一号徳島県公安委員会規則第二号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
一	十五	、第二十三号	及び第二十三号
二	二十二 ～ 二十三	「捜査」を「対策」	「国際犯罪捜査」を「国際犯罪対策」